

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

わが国では、誰もが長く元気に暮らしていく基盤として、健康の重要性はより高まっており、平時から心身の健康を保つため、健康づくりの取組の強化が求められています。国は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき、「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））（以下、「健康日本 21（第三次）」という。）」を策定し、生活習慣病の発症・重症化予防やロコモティブシンドローム（運動器症候群）、メンタル面の健康づくりなどの指針を示しました。特に、新しい概念として「健康の社会的決定要因(SDH: Social Determinants of Health)」を定義し、コミュニティなどの環境や社会参加が健康づくりに関連することから、市民が継続的に参加できる環境整備を進め、年代別のアプローチであるライフコースアプローチを踏まえることを提案しました。

「第4次食育推進基本計画」では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために、妊産婦、乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、切れ目のない、生涯を通じた食育の推進が重要であると述べています。さらに、成人男性には肥満、若い女性にはやせの割合が高いこと、高齢者では男女とも低栄養傾向の割合が高いことなど、食生活に起因する課題は多いと問題提起しています。

本市では、平成16(2004)年にいろは健康21プランを策定して以降、健康寿命の延伸に向けた事業を展開してきました。その取組により、市民力による地域力を培い行政による健康づくりの基盤整備を進め、埼玉県内でも上位の健康寿命を維持してきました。本市のオリジナリティのある保健事業は、国内外から評価され、表彰も受けています。

今後はさらにICTやAI等の情報通信技術を健康づくりに活用することが期待されるため、本市でも、市民の健康づくりや健康管理などに積極的に取り入れていきます。また、健康づくりに関心の薄い人であっても地域とつながりを持つことが大切であることから、健康づくりの主役となるプレーヤーを育成する取組を推進します。そして、子どもから高齢者まで、障がいや疾病の有無にかかわらず、皆が幸せを感じ、志木市に住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めていくことが、今後、高齢化が進行し、後期高齢者割合が増加する本市の課題を解決することにつながります。

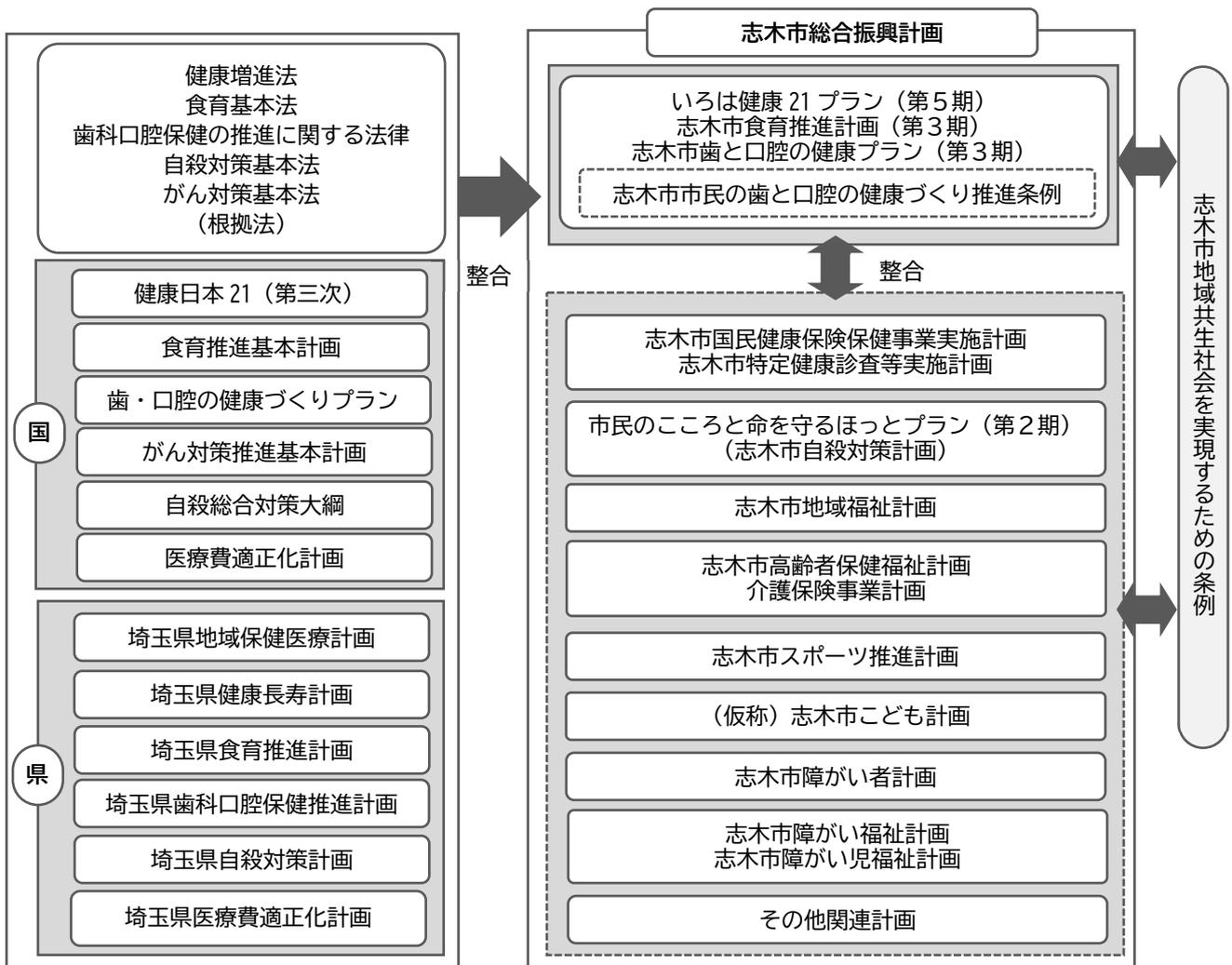
これらのことを踏まえ、次世代を担う子どもや若者、高齢者まで、全ての世代の市民が自分らしく生き、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向け、健康寿命の延伸や医療費の適正化、社会環境の質の向上など、100年先の未来へ続くまちの構築を目指し、「いろは健康21プラン（第5期）／志木市食育推進計画（第3期）／志木市歯と口腔の健康プラン（第3期）」を策定いたします。

2 計画の位置づけ

本市の最上位計画である「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）（平成30(2018)年度～令和7(2025)年度）」では、まちの将来像として「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市～ずっと住み続けたい、住んでみたいまちをめざして～」を掲げるとともに、「市民力が生きるまちづくり」、「市民を支える快適なまちづくり」を施策の柱として、すべての市民が都市活力の一翼として活躍できるまちづくりの推進や、すべての市民が健康で快適に暮らすことができるよう、健康・福祉サービスの充実を目指しています。また、令和5年4月に制定した「志木市地域共生社会を実現するための条例」に留意したものとします。

いろは健康21プラン（第5期）は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画として、国の推進する「健康日本21（第三次）」及び埼玉県が推進する「健康長寿計画」との整合性を図ります。

志木市食育推進計画（第3期）は、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画として位置づけます。また、志木市歯と口腔の健康プラン（第3期）は、志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例第7条第1項に基づく、志木市歯科口腔保健計画として位置づけます。なお、各計画は互いに健康づくりに密接に関係することから、総合的かつ包括的に推進するため、「いろは健康21プラン（第5期）」と一体的に策定します。



3 計画の期間

令和 6 (2024) 年度から令和 17(2035) 年度までの 12 年間とします。また、国の中間評価を受けて、令和 11(2029) 年度を目途に見直し、改定を行います。

	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10	2029 R 11	2030 R 12	2031 R 13	2032 R 14	2033 R 15	2034 R 16	2035 R 17
国	健康日本 21 (第三次) (令和 6 (2024) 年度～令和 17 (2035) 年度)											
	第 4 次食育推進基本計画											
	歯・口腔の健康づくりプラン (令和 6 (2024) 年度～令和 17 (2035) 年度)											
	第 4 期がん対策推進基本計画											
	自殺総合対策大綱 (平成 19(2007) 年度～ ※令和 4 (2022) 年に改定 (概ね 5 年を目途に見直し))											
	第 4 期医療費適正化計画											
埼玉県	埼玉県地域保健医療計画 (第 8 次) 埼玉県健康長寿計画 (第 4 次) 埼玉県食育推進計画 (第 5 次) 埼玉県歯科口腔保健推進計画 (第 4 次) 埼玉県自殺対策計画 (第 3 次) 埼玉県医療費適正化計画											
志木市	第五次 志木市将来ビジョン (第六次志木市総合振興計画)											
	いろは健康 21 プラン (第 5 期) 志木市食育推進計画 (第 3 期) 志木市歯と口腔の健康プラン (第 3 期)											
	市民のこころと命を守るほっとプラン (第 2 期) (志木市自殺対策計画)											
	第 3 期志木市国民健康保険保健事業実施計画 第 4 期志木市特定健康診査等実施計画											
	第 4 期 第 5 期志木市地域福祉計画											
	志木市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画 志木市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画											
	第 3 期志木市スポーツ推進計画											
	第 2 期※ (仮称) 志木市子ども計画											
	第 5 期志木市障がい者計画											
	第 7 期志木市障がい福祉計画 第 3 期志木市障がい児福祉計画 第 8 期志木市障がい福祉計画 第 4 期志木市障がい児福祉計画											

※第 2 期志木市子ども・子育て支援事業計画

